

(2008.05)

JC、SC、IYM、IPP 等国際プログラム個人派遣参加者 各位

社団法人CISV日本協会  
保険担当理事 永井 和之

## クレジットカード付帯保険利用についてのご注意

CISV日本協会では、国際プログラム参加者に任意保険の加入を義務付けしていることはご承知の通りです。

また、その任意保険は、国際事務局が国際プログラム参加者に適用しています、追加型医療保険の免責金額を最低額の基準としています。

先般、クレジットカード付帯の保険があるということで、クレジットカード付帯の保険のみで参加されようとした方がありましたが、クレジットカード付帯の保険では追加型医療保険の免責金額を満たすことができていませんでした。

クレジットカードに付帯されている保険を利用される場合は、補償額、諸規定をよく確認し、(最近ではクレジットカード付帯の補償額の不足をカバーする種類の保険もあるようですが、その中には現地で必ず現金支払い、帰国後にしか保険金を受け取れないものもあるようです)下記の額を下回っている場合は上回るように、不足分は別途保険に加入してください。

また、クレジットカード付帯の保険には保険証券というものが無いので、補償内容、連絡先などが書かれたクレジット会社の保険の説明書のコピーをあわせて提出してください。

また、参加時にはそのクレジット会社の保険の説明書を携行するようにしてください。

## 記

### 任意保険の最低額

	最低額 (推奨額)
障害による死亡・後遺障害	1,000 万円
疾病による死亡	1,000 万円
障害・疾病による治療費用	300 万円 (500 万円)
賠償責任	1,000 万円 (1 億円)
救援者費用	300 万円 (500 万円)

以上